

砂川市規則第5号  
令和4年3月3日

砂川市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善岡雅文

( 別 紙 )

## 砂川市会計規則の一部を改正する規則

砂川市会計規則（平成17年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第69条中「口座振替払」の次に「、口座自動振替払」を加える。

第73条の次に次の1条を加える。

（口座自動振替払）

第73条の2 会計管理者は、口座自動振替払（会計管理者又は債権者が指定した期日に、市の預金口座から債権者の預金口座に自動的に振り替えて支払うことをいう。）の方法により支払うことができる。

第85条第1項第3号中スをセとし、シの次に次のように加える。

ス 個人番号カード再発行手数料

様式第32号及び様式第33号を次のように改める。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第32号

備品台帳  
市有財産(台帳)  
物品出納員用

A	名 称		用 途				保管場所		
	財 産 分 類	1 行 政 (1) 公 用 (2) 公 共 用 (3) 企 業 用 2 普 通	区 分	1 取 得 2 異 動 3 区 分 変 更 4 処 分	年 月 日		取得・処分 先名		
		価格		円					
原因									
B	形 式 (登録番号等)						数 量		
C	名 称		記 号 番 号	口 数	枚 数	額 面 金 額	取 得 ・ 処 分 価 格		
						円	円		
						円	円		
						円	円		
年度	会計	通知担当課係名		通知担当	所属係長	所属課長	受領担当	管財係長	総務課長
		課 係							
備 考 1 備品異動通知は、10万円以上とする。 2 備品及び市有財産の機械器具はA、B欄に、債権、株券出資金等はA、C欄に記入する。 3 処分は朱書とする。									

様式第33号

備品異動通知書

市有財産(台帳)  
財産主管課

A	名 称		用 途				保管場所		
	財 産 分 類	1 行 政 (1) 公 用 (2) 公 共 用 (3) 企 業 用 2 普 通	区 分	1 取 得 2 異 動 3 区 分 変 更 4 処 分	年 月 日		取得・処分 先名		
		価 格 円							
原 因									
B	形 式 (登録番号等)						数 量		
C	名 称		記 号 番 号	口 数	枚 数	額 面 金 額	取 得 ・ 処 分 価 格		
						円	円		
						円	円		
						円	円		
年度	会計	通知担当課係名		通知担当	所属係長	所属課長	受領担当	管財係長	総務課長
		課 係							
備 考									
1 備品異動通知は、10万円以上とする。									
2 備品及び市有財産の機械器具はA、B欄に、債権、株券出資金等はA、C欄に記入する。									
3 処分は朱書とする。									